

(目的)

第1条 この規程は、卓越した演奏技術又は管理能力により本楽団を牽引してきた者に対し称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。

(選定)

第2条 称号は、本楽団の団員、過去に本楽団に在籍していた者又は本楽団で客演経験等のある者で、卓越した演奏技術又は管理能力により本楽団を牽引してきた功績のあるものに対し、贈ることができる。

2 称号を贈られる者及び称号の名称は、団長が団員総会の議決を経て選定する。

(顕彰)

第3条 団長は、前条第2項の規定により選定した者に対し、同条同項の規定により選定した称号を贈るとともに、記念品を贈ることができる。

(待遇等)

第4条 前条の規定により称号を贈られた者は、本楽団の要請により演奏会等において指揮者又は奏者を務め、又は本楽団の活動に助言することができる。

2 この規程により贈られる称号には、本楽団の運営に関する権能は伴わない。

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、団長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月10日から施行する。

~~~~~

☆称号の贈呈について（運用の目安）

R6. 6. 10 団員総会申し合わせ

◇対象者及び称号の名称の選定について

- ・ 称号は、団員総会の議決を経て選定された方に対し、楽団から贈呈されます。
- ・ 対象となるのは、①団員、②過去に本楽団に在籍していた方、③本楽団で客演や運営従事経験のある方のうち卓越した演奏技術や管理能力で本楽団を牽引してきたと認められる方です。
- ・ 贈られる称号の名称については、対象者の功績等、顕彰すべき事項を勘案して団員総会の議決を経て選定されます。

◇顕彰の内容について

- ・ 顕彰の内容としては称号の贈呈があげられ、これに付随して記念品の贈呈を行うこともできます。

◇称号を受けた者の待遇等について

- ・ 称号を受けた方には、楽団の要請により演奏会等で指揮者や奏者として活動していただいたり、楽団の活動に対して助言をいただいたりします。
- ・ 称号の贈呈は、長年の功績に対する楽団からの感謝を表明するものであるため、称号には楽団運営に関する権能は伴いません（上記活動は、あくまで楽団の要請を受けて行うことができるものであり、称号を受けた方が能動的に行うものではありません。）。

◇その他

- ・ この運用の目安に記載するもののほか、称号贈呈規程の運用に疑義が生じたときは、役員会で協議の上対応することとします。